

平成 29 年 3 月 21 日
東京二十三区清掃一部事務組合

放射能濃度測定の変更について

当組合では、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能の影響を確認するため、平成 23 年 6 月から、焼却処理で発生する焼却灰等の放射能濃度並びに清掃工場の敷地境界及び工場内灰処理設備等の空間放射線量率の測定を実施しています。

測定開始から 6 年弱が経過し、放射性物質の移動や経年変化などについての知見が得られたことから、下記のとおり測定項目等を変更します。

記

1 変更内容

(1) 測定項目と頻度の変更（飛灰の測定終了と飛灰処理汚泥の頻度変更）

これまでの測定により、飛灰と飛灰処理汚泥の放射能濃度は平成 23 年 6 月と比べて低い値で安定的に推移していることと、両者の放射能濃度には相関があることが分かりました。そこで、今後は灰処理の中間過程である飛灰及び溶融飛灰の放射能濃度測定は終了し、工場から搬出される飛灰処理汚泥及び溶融飛灰処理汚泥を月 1 回測定していきます（下表）。

表 測定項目と測定頻度

測定項目（対象物）		測定頻度	
		従 来	今 後
放射能 濃度	飛灰処理汚泥、溶融飛灰処理汚泥	1 回/2 週	1 回/月
	飛灰、溶融飛灰	1 回/2 週	終了*
	主灰、スラグ	1 回/月	
	汚水処理汚泥	1 回/月	
	放流水（下水道放流）	1 回/月	
	排ガス	1 回/月	
空間 線量率	敷地境界	1 回/週	
	工場内灰処理設備等	1 回/2 週	

※飛灰搬出工場（千歳、墨田、北、渋谷）については、1 回/月の頻度で測定する。

(2) 排ガスの放射能濃度測定箇所の変更

排ガス測定については、下図のとおり、ろ紙部、捕集水部、活性炭部の3か所で測定してきましたが、これまでに実施したすべての測定で不検出でした。

このことから、今後は放射性物質汚染対処特別措置法に従い、ろ紙部、捕集水部の2か所に絞って測定していきます。

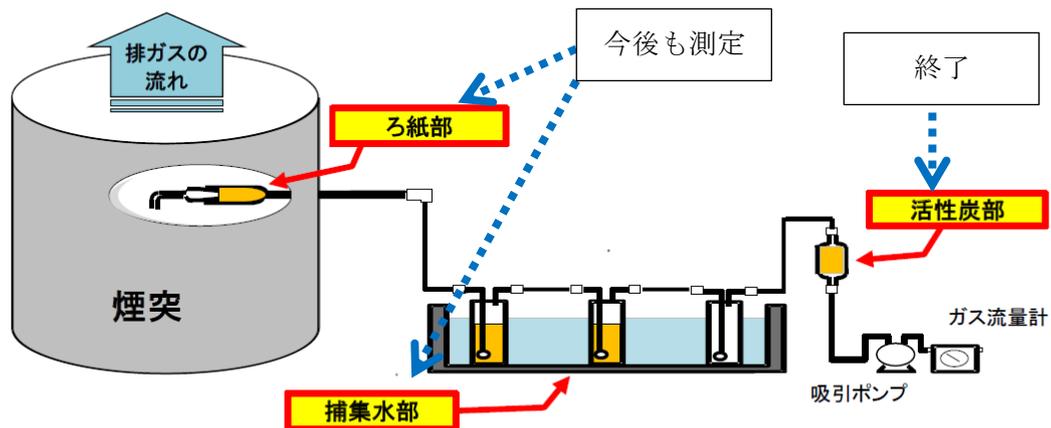


図 排ガスの放射能採取方法

(3) 空間放射線量率測定の継続

敷地境界等の空間放射線量率の測定は現行どおり継続します。

2 変更日

放射能濃度測定項目等の変更は、平成29年4月1日からとします。

(問合せ先)

施設管理部 技術課

電話 03-6238-0765